

パーク上尾団地自主防災会規約

(名称)

第 1 条 この会は、パーク上尾団地自主防災会（以下「自主防災会」と称する。

(活動拠点・所在地)

第 2 条 所在地はパーク上尾団地（以下「団地」という。）集会室に置く。

- 1) 平常時活動の拠点は団地集会室とする。
- 2) 災害時は、団地及び近隣地域と協力し、団地集会室前及び富士見小学校を拠点とする。

(目的)

第 3 条 本会は団地における住民全世帯の協力に基づき、自主的な防災活動を行うことを目的とする。

(活動)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、下記の活動を行う。

- 1) 防災に対する知識の普及・啓発に関すること
- 2) 地震等に対する防災予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること
- 3) 防災訓練の実施に関すること
- 4) 地震等の発生時における情報収集・伝達・出火防止及び初期消火、救出、給食、給水等の応急対策に関すること
- 5) 防災資材等の備蓄に関すること
- 6) 他組織との連携に関すること
- 7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第 5 条 本会は団地内の全世帯で構成し、団地管理組合の理事、自治会班長が自主防災活動を務める。

また、推薦・自薦により団地居住者にも自主防災活動を委嘱できる。

(役員)

第 6 条 本会は次の役員を置く。

- | | |
|-----------|--------------|
| 1) 会長 | 2 名（主会長及び会長） |
| 2) 副会長 | 1 名 |
| 3) 会長補佐 | 1 名 |
| 4) 自主防災委員 | 6 名 |
| 5) 自主防災班長 | 5 名 |

- 2、 本会業務は、管理組合理事及び理事会班長が務める。また、推薦及び自薦により、理事、班長以外の団地居住者にも委嘱できる。
- 3、 任期は各役員の選出組織の任期とする。但し、留任は妨げない。

(会議)

第 7 条 本会には役員会を置く。

(役員会)

第 8 条 役員会は第 6 条に定めた者によって構成する。

- 1) 役員会は次の事を審議する。
 - ①管理組合及び自治会の総会に提出する案件
 - ②上記総会により自主防災会に委任されたこと
 - ③その他、第 9 条、第 10 条に定めたことと、役員会が特に必要と定めたこと
- 2) 役員会には次の者を出席させることができる。
 - ①民生・児童委員：高齢者支援の立場からの補佐・助言
 - ②防火管理者：防火管理の立場からの助言
 - ③顧問：防災に関する豊富な知識により助言

(役員の構成)

第 9 条 会長 2 名は本会を代表し、管理組合理事長及び上尾市から委嘱されたパーク上尾団地自治統括員（以下「自治統括員」という。）が共同で務め、会を統括し地震等の発生における緊急活動の指揮を行う。

主会長を置き、主会長は年度ごとに交代する。会長連名での記載が不都合な場合は、主会長が他会長の了解の上に、単独で署名・捺印することができる。そのために発生する会長の責務は共同で負うものとする。会長 2 名の意見が合意できない時は、役員会の決議が優先する。

- 1) 副会長は自治会長が務め、会長が不在の時はその任務を代行する。責務は会長に準ずる。
- 2) 会長補佐は管理組合が委託する管理会社（管理員）が勤め、会の活動を補佐する。
- 3) 自主防災委員は管理組合の防災委員会より 3 名、及び自治会班長会より 3 名の計 6 名で構成する。
- 4) 自主防災班長は第 11 条の任務を務める。

(役員会の責務)

第 10 条 役員会は、自主防災会の全てに責任を負う。

- 1) 管理組合総会及び自治会総会の終了後、新年度の役員会を会長が招集する。通常役員会は主会長が招集する。

- 2) 役員会は、その年度の防災訓練を指揮する会長（主会長1名）を決め、年間の防災活動計画を作成する。
- 3) 役員会で決定の防災計画に基づく自主防災組織図は、速やかに所轄の防災機関に会長補佐が届ける。
- 4) 会長は管理組合理事会及び自治会で、その年度の自主防災計画について、それぞれの理事会及び班長会で報告し、周知徹底を図るものとする。

（防災組織）

第 11 条 自主防災組織は各々に班長を置き、次の班で構成する。人員・構成は役員会で決定する。

- 1) 通報情報班：会長補佐と共に消防署への通報及び会長の補助を務める。
- 2) 初期消火・警備班：初期消火及び被害状況の把握と不審者の侵入等の警備に当たる。
- 3) 避難誘導班：住民の避難状況の確認及び避難誘導に当たる。
- 4) 救護衛生班：けが人の救護及び心身のサポート、仮設トイレの設置などに当たる。
- 5) 給水・給食班：避難者への給食対応や受水槽からの受水設備の設置や供給に当たる。

（防災活動）

第 12 条 毎年1回、団地居住者を対象に防災訓練を実施する。

- 1) 訓練は主会長が指揮し、会長及び副会長はそれを補佐する。
 - 2) 訓練は管理組合の防災委員会の主導で運営し、自治会の防災担当班長が補佐する。
 - 3) 訓練の時期・訓練の内容などは役員会で定める。
- 2、 団地建物の防災管理は、消防法に基づき下記項目は管理組合防災委員会が行う。
- 1) 非常用通報設備の点検と維持管理
 - 2) 消防法に基づく消火器の設置と維持管理
 - 3) ベランダの隔離板（パーテーションボード）及び避難梯子等の維持管理
 - 4) 応急用医薬品の維持管理
 - 5) その他
- 3、 居住者への防災知識の啓蒙、普及は役員会で協議・立案し実施する
- 1) 防災行動マニュアルの作成と配布
 - 2) 避難場所の指定（団地内避難場所、上尾市指定の避難場所の広報）

- 3) 被災後の行動マニュアルの作成と配布
- 4) 自主防災に必要な知識教育や啓蒙活動
- 5) その他

4、 上尾市との連携

広域での災害が発生した場合は、上尾市（行政）との連絡を自治統括員が務める。上尾市からの連絡事項は役員会で報告すると共に、必要に応じて団地居住者に掲示又は管理組合広報等で知らせる。

5、 団地建物及び住民の避難誘導

団地建物の管理及び住民の避難誘導に関わる指揮、統制は管理組合理事長が務め、自治統括員と連携を図り、管理組合として必要な事後対応に当たる。

（緊急支援活動）

第 13 条 震度 6 弱以上の地震が上尾市で発生した場合、自主防災会の緊急支援隊が民生委員と共に、事前に届出をされた団地居住者宅に行き安全確認をする。高齢者の一人暮らし、または障害や病弱などで緊急支援を必要とする者は、事前に自主防災会まで指定された書式に従って登録をする。

2、 主な活動

- 1) 登録された居住者の安全確認と団地内避難場所への避難支援
- 2) 必要に応じて登録支援者の救急車の要請や病院への緊急搬送支援
- 3) その他必要な対応

3、 震度の基準

震度 0 : 人は揺れを感じない

震度 1 : 屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる

震度 2 : 屋内にいる人の多くが、揺れを感じる

眠っている人の一部が、目を覚ます

震度 3 : 屋内にいる人の殆どが揺れを感じる。恐怖を覚える人もいる

震度 4 : かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする
眠っている人の殆どが目覚ます

震度 5 弱 : 多くの人が身の安全を図ろうとする。一部の人は行動に支障を感じる

震度 5 強 : 非常な恐怖を感じる。行動に支障が生じる

震度 6 弱 : 立っていることが困難になる

震度 6 強 : 立っていることが出来ず、這わないと動くことが出来ない

震度 7 : 揺れに翻弄され自分の意志で行動できない

（総務省消防庁HPより）

(緊急支援隊)

第 14 条 大地震により、団地住民の生命に関わる緊急事態が生じた時は、自主防災会と連携して緊急支援活動を行う。

2、 支援対象者

団地住民全てを対象に、緊急時の支援希望を募る。同時に支援側となる緊急支援隊（サポーター）も募り、緊急支援チームを結成する。

3、 隊の招集

上尾市で震度 6 弱以上の地震が発生した時、主会長は災害対策本部を結成すると同時に緊急支援隊を招集する。隊員は自身、家族、住居の安全を確認した上で災害対策本部に集合し、支援活動に当たる。

4、 隊の活動

地震発生時の隊員の活動は、隊長の指示を受け緊急支援チームの支援対象となる居住宅へ行き、安否の確認と必要な場合は団地内の指定避難所まで避難誘導を行う。負傷等の場合は救急車手配等の緊急処置を行う。

5、 定期見直し

緊急支援チーム（要支援者、サポーター）は 2 年毎に見直すものとする。

6、 組織と活動

1) 組織

隊長	1 名（主会長）
隊長代行	1 名（会長）
隊長補佐	3 名（管理員、自治会長 防災委員長）
隊員	団地住民有志 20～30 名

2) 隊員の任期

隊長、隊長代行、隊長補佐の任期は所属する組織の任期に準ずる。隊員の任期は 2 年とし留任を妨げない。

3) 隊員の資格

団地に居住する心身共に健康な高校生以上で 75 歳未満の男女

4) 活動内容

震度 6 弱以上の地震（又は同等の災害時）における対象住民（予め決められた方）の安全確認、及び避難のサポート

5) 報酬

原則として報酬は支給しない。（ボランティア活動）

6) 活動の制限

緊急支援隊員が自身の災害（二次的災害）の危険を認めるとき及び隊長（隊長の不在時は隊長代行又は隊長補佐）の指示があるときは、その活動を中止する。

7) 緊急支援隊の活動費

第15条に基づき、管理組合及び自治会から支出する。

（活動費）

第15条 目的を達成するために必要な費用（備品、消耗品を含む）は、管理組合及び自治会会計の下で、総会又は理事会及び班長会の承認を経て支出する。

寄付金、助成金等の受け入れは自治会が行い、その使途（収支決算）は管理組合（理事会）、自治会（班長会）が各総会で報告しなければならない。

（個人情報）

第16条 自主防災に携わる者は、任期中及び任期終了後も知り得た個人情報は秘匿するとともに、個人情報保護法を遵守しなければならない。

（活動の有効性）

第17条 当該組織は管理組合総会及び自治会総会で承認後、有効になるものとし、総会の過半数の賛成があるときに廃止できる。

附 則

（規約の発効）

第1条 本規約は、旧規約を廃棄し2023年6月1日より効力を生じる。

（規約の改正）

第2条 本規約の変更又は廃止は、団地総会及び自治会総会の決議を経なければならない。